

# 公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を改正する規程の制定について

## 【令和2年度青森県人事委員会勧告による給与改定等】

### 1 改正趣旨

○現下の経済・社会情勢を反映した青森県人事委員会勧告(令和2年11月4日実施)に基づく青森県及び青森市の対応に準じ、本学においても適切に給与改定を行うため所要の改正を行うもの。

### 2 給与改定のポイント

(1) 期末手当の支給月数について、0.05月の引き下げ。

### 3 具体的な規程の改正内容

番号	規程名	改正内容
1	公立大学法人青森公立大学職員給与規程	・ 期末手当の12月支給月数を125/100から <u>120/100</u> へ引き上げ(5/100減額)。(第23条) ※令和3年度は、 ① 期末手当 6月期:122.5/100、12月期:122.5/100と平準化。

### 4 施行期日

◆ 決裁日(令和2年11月30日予定)。 ※令和3年度分に係る改正は、令和3年4月1日施行。

第1条

公立大学法人青森公立大学職員給与規程新旧対照表

・令和2年度に係る改正

改正後	改正前
<p>公立大学法人青森公立大学職員給与規程 ～略～</p> <p>(期末手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6</u> <u>月に支給する場合には100分の125、</u> <u>12月に支給する場合には100分の12</u> <u>0</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以 内の期間におけるその者の在職期間の次の 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～6 略</p> <p>～略～</p>	<p>公立大学法人青森公立大学職員給与規程 ～略～</p> <p>(期末手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>1</u> <u>00分の125</u></p> <p><u>_____</u></p> <p><u>_____</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以 内の期間におけるその者の在職期間の次の 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～6 略</p> <p>～略～</p>

第2条

公立大学法人青森公立大学職員給与規程新旧対照表

・令和3年度に係る改正

改正後	改正前
<p>公立大学法人青森公立大学職員給与規程 ～略～</p> <p>(期末手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>1</u> <u>00分の122.5</u></p> <p><u>_____</u></p> <p><u>_____</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以 内の期間におけるその者の在職期間の次の 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～6 略</p> <p>～略～</p>	<p>公立大学法人青森公立大学職員給与規程 ～略～</p> <p>(期末手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6</u> <u>月に支給する場合には100分の125、</u> <u>12月に支給する場合には100分の12</u> <u>0</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以 内の期間におけるその者の在職期間の次の 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～6 略</p> <p>～略～</p>

## 公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を改正する規程の制定について

公立大学法人青森公立大学職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

公立大学法人青森公立大学職員給与規程等の一部を改正する規程

令和 年 月 日  
規程第 号

(公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部改正)

第1条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の125」を「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の120」に改める。

第2条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の120」を「100分の122.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和2年11月30日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。